

地域自立支援協議会の現状と課題に関する研究 —大阪市障がい者相談支援センターへのアンケート調査から—

A Study on the current status and issues
about the district Independence Support Council for People with Disabilities

石 田 晋 司
Shinji ISHIDA

I. はじめに

大阪市の障がい者相談支援センターは、大阪市内の各区に一ヶ所設置され、障がい者又は障がい児等からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用や必要な支援を行うとともに、虐待の早期発見と防止のための関係機関との連絡調整、その他の障がい者等の権利擁護に必要な援助を行う相談支援業務を中心としている機関である。

これらの業務の特色から、障がい者等を支える地域自立支援協議会における中心的な役割も求められている。

地域自立支援協議会とは、障害者総合支援法第89条の第3項の地方公共団体に設置を努力義務としている協議会のことである¹⁾。障がい者が地域で生活していくためには、ひとつの支援機関のみで支援を実施しても支援が行き届かないことが多い。そのため、地域にある支援機関の情報を共有し各機関が協働してネットワークを形成しながら、地域にある各機関の支援をつなぎ補い合って、障がい者のニーズにタイムリーに応じていく必要がある。さらに、現在ある社会資源では十分な支援が行えない場合、社会資源開発や研修などの支援者に対する教育を実施することも重要である。

地域自立支援協議会は、このような障がい者の地域での生活を支える支援体制を構築するために重要な役割が期待されている。大阪市は、この地域自立支援協議会を各区に一ヶ所設置している。

本調査は、大阪市内で地域自立支援協議会における中心的な役割が求められている障がい者相談支援センターにアンケートを実施し、その現状と課題に関する実態を明らかにすることを目的としている。

II. 調査の目的

大阪市内の障がい者相談支援センターを対象としてアンケート調査を実施し、地域自立支援協議会の現状と課題を明らかにする。

Ⅲ. 調査方法等

1. 調査対象

大阪市内にある障がい者相談支援センター 24 か所の管理者を対象とした。

2. 調査内容

障がい者相談支援センターの相談業務に関する調査と地域自立支援協議会に関する調査を実施したが、本稿で取り上げるのは、その内、地域自立支援協議会に関する調査についてのみである。調査は無記名自記式質問調査形式で、選択式と自由記述により実施したが、以下のような質問を行った。

問 1：地域自立支援協議会において、事務局等の機能を担っている機関の役割内容

問 2：問 1 の内容のほか、地域自立支援協議会において障がい者相談支援センターが事務局として行っている役割

問 3：地域自立支援協議会における部会、連絡会に関する質問

問 4：他の区の地域自立支援協議会との関係性

問 5：地域自立支援協議会における議題

問 6：地域自立支援協議会の活動状況

問 7：問 6 の回答の理由

問 8：地域自立支援協議会の活動に関する障がい者相談支援センターの課題

問 9：地域自立支援協議会の今後について

問 10：問 9 で選んだ具体的な理由

問 11：地域自立支援協議会の活動課題

3. 調査方法

大阪市内 24 か所の障がい者相談支援センターへアンケートをメールで送信し、メールで回答を得た。回答欄に空欄がある場合は、できるだけ回答いただくよう電話でお願いした。アンケートは平成 28 年 6 月 9 日から始め、最終の回答を得たのは平成 28 年 8 月 16 日であった。21 か所からの回答を得、回収率は 87.5% である。

4. 分析方法

選択式アンケートについては結果を単純集計のみ行い、考察した。自由記述式アンケートについては、回答を整理し考察した。問 11 については、重要であると考えられる回答を抜き出しカテゴリー化を行い考察した。

5. 倫理的配慮

アンケートの案内文等で調査・研究内容について説明し、アンケート調査の結果については、当該研究における調査・分析のためのみに使用し、当該機関にかかる実名等を公表することは一切ないことを明記した上で回答を得た。

Ⅳ. アンケート調査の結果

問1では、地域自立支援協議会において、障がい者相談支援センター等が担っている機能を尋ね、問2では、その他、障がい者相談支援センターが事務局として行っている役割について質問した。機能については、①「障がい者相談支援センター」、②「区役所」、③「障がい者相談支援センターと区役所」、④「その他」の項目をあげ、役割については、ア「事務局」、イ「会議の開催通知の作成と発送」、ウ「会議資料の作成」、エ「会議での司会」、オ「会議での書記」、カ「会議の議事録作成」、キ「地域自立支援協議会関係資料等の保管」の項目を示した。結果は表1の通りである。

その他の回答として、イは「定例化により、開催通知は送付していない」、ウで「会議資料の作成は副委員長」、「運営委員」、エで「協議会委員長」「副委員長」「運営委員」、オでは「参加事業所の輪番制」「書記はおらず、議事録の作成はしていない」「書記は協議会委員がする」、カには「議事録は作成していない」などがあった。

障がい者相談支援センター等が担っている機能（表1）（複数回答）

	有効回答数	障がい者相談支援センター	区役所	障がい者相談支援センターと区役所	その他
ア 事務局	20	3	8	8	1
イ 開催通知の作成と発送	19	1	12	5	1
ウ 会議資料の作成	20	4	7	6	3
エ 会議での司会	19	8	3	4	4
オ 会議での書記	21	4	9	3	5
カ 議事録の作成	21	4	9	3	5
キ 資料等の保管	17	2	4	11	0

問2については、「運営方針を準備策定し、提案を行い合意形成を図っている」「区内の事業所との連絡調整」「部会・連絡会活動」「事務局会議の進行とそのため準備」「各部会とりまとめ」「各部会が軌道に乗るまでの立ち上げと運営」「フェスティバルなどの企画の実行委員会の運営」「地域自立支援協議会の取り組み案作成」「全体会はじめ各部会の議題や内容の検討」「総会、運営委員会の運営」「講演会研修会の企画・実施」「年間の実施予定や内容の検討・準備」「区内イベント運営会議への協議会代表としての参加・各情報提供」「地域自立支援協議会がらみの各種の問い合わせ対応」「地域自立支援協議会における課題の整理」「今後の活動方針、具体的活動内容について相談・調整」などの回答があった。

その他に「区役所担当者の地域自立支援協議会や相談支援についての理解度が低いため、協議会の役割や相談支援の現状、あるいは障がい者相談支援センターの役割について何度も事務局内で説明し、本会議の場で出席委員に対し説明している現状」「事務局は区役所」「本会や日中活動・居住系サービス事業所の意見交換会、研修会等以外の相談支援事業所連絡会では、すべての役割を区センターが担っている」などの回答があった。

問3については、地域自立支援協議会においての部会や連絡会の具体的な設置状況について尋ね、次に設置している場合は、その内容、設置していない場合は、その理由と今後の設置予定について質問した。

部会を設置していないのは、1か所のみである。部会を設置していない理由については、「地域自立支援協議会の機能を優先すべき。部会を設置しても形骸化する恐れがある」と回答し、部会は「相談支援部会を平成29年4月に設置予定」としている。

その他、既に部会のある区内で今後設置する予定の部会は「相談支援事業所部会」「就労支援部会」「児童部会」「相談支援部会」「高齢・障がい部会」などがある。

連絡会については、「有」の回答は、13件で、「無」と回答したところが6件あった（無回答3件）。「無」の理由は、「すべて部会で対応している」「地域自立支援協議会の組織再編が優先課題」「運営委員会があるから」「連絡会を部会と名称変更した」「部会活動の活性化が優先課題」などである。設置予定の連絡会についても「児童系事業所連絡会」1件と少ない。

問4は、他の地域自立支援協議会への関心や関係性についての問いである。「もっている」「もっていない」で尋ねた。21件中19件が他の地域自立支援協議会に関心を持っていると答えている。定期的に連携を持っているところもあり、「これまでに他区の活動内容を調べた」とする回答も21件中16件あるが、実際の連携は少なく、21件中7件にとどまっている。連携の具体的内容は、「相談支援事業所立ち上げのための説明会や研修会」「ネットワーク会議」「学校でPTA対象に日中活動の説明会」などである。具体的にモデルとする他の地域自立支援協議会は、11件が「わからない」と回答しており、「有」と答えたのは6件、「無」の回答は4件あった。具体的にモデルと考えられる地域自立支援協議会は、「城東区」、「西成区」、「西淀川区」の回答があった。

問5の一つめの質問（複数回答）は、次の項目を提示して質問した。①「事例検討」、②「社会資源の把握・調査（マップ作成等）」、③「行事・イベント」、④「支援のスキルアップを目的とした研修」、⑤「地域での相談会」、⑥「その他」。

回答は多い順に、③「行事・イベント」（14件）、②「社会資源の把握・調査」（10件）、①「事例検討」（8件）、④「支援のスキルアップを目的とした研修」（5件）、⑤「地域での相談会」（5件）となった。⑥「その他」については「地域移行の取り組み」「事務局の拡充」「各事業所との連携」「当事者が中心になって活動する当事者部会」「協議会の体制づくり」の回答があった。

二つめの質問である地域自立支援協議会の活動として、講師を招いて研修会や講演会等を開催したときの講師謝礼については、①「一切支払わない」、②「必ず支払う」、③「場合によっては支払う」の項目をあげて尋ねた。③が最も多く、12件、次いで②の5件、①は2件であった。また、「今のところ不要」という回答が1件あった。

①「一切支払わない」の理由は、「予算がない」というものである。②「必ず支払う」は、「行政が予算化していた時で、その都度の確認が必要」「地域自立支援協議会の関係者以外の方の場合は払う」「区役所と相談して企画ごとの具体的な検討になる」「区役所の担当者の判断」「外部講師の場合」「正式に依頼した時」などであった。

③「場合によっては支払う」についての財源は、「行政予算で保健活動との合同企画で支出」「地域自立支援協議会運営事務費」「区の財源で確保された地域自立支援協議会の予算」「区社会福祉協議会の取り組みと合同開催とした場合は区社会福祉協議会の財源」「区役所内での地域自

立支援協議会への予算」「地域自立支援協議会の年間の予算」「地域自立支援協議会主催講演会の会費」などとなっている。

問6は機関が所属している地域自立支援協議会の活動について、以下の選択肢で質問した。

①「活発だと思う」、②「どちらとも言えない」、③「活発だと思わない」。②が最も多く、8件、次に①で7件、③は5件であった。

問7は、問6の回答理由で、回答は次の通りである。

問6の①の理由は、「部会は相談部会・子ども部会・就労部会・精神部会・居宅介護支援部会と多岐にわたり毎月開催しており、区役所・関係機関の参加も増えている」「毎月運営会議を開催し、7つの部会活動も行われている」「6つの部会がそれぞれ毎月や2ヵ月勉強会や研修会を行っている」「事務局会議が毎月1回と本会議が年4回。各部会が年3～4回とその準備する運営委員会が年8回くらいある。相談部会は毎週である」「顔の見える関係づくりを実践するため飲み会や交流会を半年に1回は開催している」など運営会議、部会、交流会等の活動が活発であるという回答である。

問6の②の理由は、「内容の充実はこれからの課題」「協議会の活動を活発化させようと、色々と取り組みを始めているところ」など活発化のための活動を進めている段階としているものと、「どれだけ動いていれば活発と言えるのか」という評価そのものが困難であるという回答がある。

問6の③の理由は、「区役所が制度を事務的に進めることに重点を置かれているため、個々の生活に着目してくれているとは感じられず、区主導で地域自立支援協議会が実施されているため、協働している実感が無い」「行政を巻き込んだシステムづくりができていないことが会の活動を停滞させているように感じる」など行政機関の参画に課題を感じている回答、「一緒に運営していける事業所や人材がなかなか出てこない」など社会資源不足であるという回答、「委員の温度差」など参加姿勢に事業所間格差があり、取り組みの進展が困難であるというものがある。

問8の所属する地域自立支援協議会の活動をする上でのセンターの課題については、①「人材面」、②「時間的な面」、③「予算面」、④「組織面」、⑤「その他の面」に分けて質問した。

①の課題については、「区の担当者の異動が定期的であり、その度に十分な引継ぎがされおらず、継続的に活動ができていないところもある」「地域自立支援協議会の委員のうち、事業所の職員など、いわゆる専門職の方々の異動や退職等が重なると、継続した審議や検討ができないこともあり、運営の難しさを感じる」など委員等の異動の問題、「部会を中心に担ってくれる人がいない」「相談支援専門員および事務員の増員が必要」「運営についてじっくり考えて、企画したり実施、評価まで出来る人材と言うか人員を配置できていない」「人材をそろえるのが難しい」など相談支援などの通常業務が忙しいことも含めて、人材が不足し適切な人員の配置が困難であるという回答があった。人材に関する課題に関連して、「福祉サービスの従業者のなり手が減っていて、退職者が出て補完できないところもある」という社会福祉分野全体の人手不足を指摘する回答もみられた。一件ではあるが「人材は豊富で特に困っていない」という回答もあった。

その他、「事務局の運営参加団体数が極端に少ない」「参加する機関が限られている」「民生委員や権利擁護委員などの参加は区として想定されていない」「お客さん状態になっている参加者

が多く、主体的に取り組む人が少ない」など参加機関等に限りがある、あるいは「参加者に地域自立支援協議会に対する意欲が感じられず、地域支援の活性化にはつながらない」という回答もあった。

②の課題についても、職員や業務の忙しさと関連した回答が多い。「各事業所が業務多忙のため、なかなか集まりにくい」「各部長の参加を調整するのが難しい」「地域自立支援協議会の取り組みに割ける時間が少ない」「時間を捻出することが困難」「活動内容について細かく検討したり企画する時間的な余裕が持てない」「議論を深めようと思うと、時間が足りずに終わってしまう」などである。その他に「地域自立支援協議会が日々の業務に有効に働いているのか疑問があり、積極的になれない。もっと、具体的な目標を持った地域自立支援協議会になるよう努力が必要」などがある。

③の課題については、現在、どの区の地域自立支援協議会にも予算がないかあるいはほとんどない状況であるので、「講演会の講師料等の費用がでない」「予算がないため区内におけるフォーマルな活動が取り組めない」「区社会福祉協議会の取り組みや区の虐待防止連絡協との合同で研修会を開催」「予算をつけるかどうかは区の判断になってしまうため、連携と言っても不均衡な力関係に陥ってしまう。そのため、予算の要らないことで済ませてしまっている」「イベントの団体保険すら参加施設で準備している」「予算的な問題により断念せざるを得なかった案もたくさんあった」など特に行事の開催には苦慮している。「より積極的な活動を展開していく上で、人材の確保という面からも人件費や活動費（事務費）がより必要であると感じている」という意見は当然のことである。

④の課題においては、「委員の入れ替わり」「事業所本体の業務に追われ、地域の活動にまで手が回らない」などの人材の課題や過剰業務の問題、財政上の問題、委員の機能の理解の課題などがあがっているが、組織面の問題に関しては、「提案しても、時間がない、予定していない、と区から却下され、予定された内容を説明し、意見を順番に発言して終わる。これでは組織化は難しい」「大阪市福祉局が中心となり、大阪市及び各区の自立支援協議会の形を構成（モデル化）するべきである」「具体的な形を示されない中で“各区の情勢に合わせて”の決まり文句は聞き飽きた」「地域福祉の基盤整備にあたっては、行政関係者の積極的、主体的な関わりを期待している」など行政上の課題についての回答が多い。

⑤の課題については、「特定の機関の委員しか発言がない」「相談部会では週1回開催しているが、参加者が固定してきている」「1回も参加したことがない事業所もある」など事業所によって参加姿勢に格差がみられるという回答があった。また、人事異動による「行政の継続性の維持ができていない」「区政会議や、地域支援システムの中での、地域自立支援協議会の位置づけが不明確」など行政上の問題も見られる。その他、「本人の支援はするが、家族のことはかわらないや、障害者相談支援専門員の仕事は計画を作ってサービスの調整をすることだから、それ以外のことはやる必要がない、など障害者相談支援専門員の役割は何かというところがばらばら」「地域福祉の発展のための思いの摺合せが不十分なまま進んできているのではないかなど各事業所間の認識の違いを指摘する回答もあった。

問9は、①「いままで通りで良い」、②「もっと力を抜いても良い」、③「もっと力をいれた

方が良い」の選択肢で、所属している地域自立支援協議会の今後の活動について質問したが、③が14件で多く、①は6件、②の回答はなかった。また、下記の結果の他に「区の状況とその時の課題に応じて、力を入れていくものと抜くものを見直していく必要がある」という意見もあった。

問10は問9で選んだ理由についての質問である。

問9の①の理由では、「力を入れているので。実際にはもう少し入れたほうがよいとは思っている」「現状で今は運営しながら、今後は世代交代を含む将来的な試みをしていかなければならないと思っている」「参画者の負担が増大するため」などの回答があった。

問9の③の回答の理由は、「まだまだ多くの課題について、未着手である」「もっと地域にアピールしていかねばならない」「障がいの理解やかかわり方について困っている事業所に対する助言ももっと行っていかねばならない」「地域福祉に対する区民の意欲も高く、熱心な人も多いため部会を増やすなど、ますます活性化しよう活動したい」「障害を軸にした協議会運営を超えて、高齢や児童などの属性だけでなく、介護保険や生活保護、生活困窮者支援などの制度的枠組み、医療、教育、保健、就労、司法などの領域をも包括的にとらえた地域福祉システムの構築が望まれる」「地域課題をまだまだ把握しきれておらず、また、事業所間のつながり（特に居宅介護事業所）も弱い。その点を今後強化するための取り組みを進めていきたい」などさまざまな課題がありながらも積極的な回答も多い。

問11は、地域自立支援協議会をより充実したものにするための活動についての質問であるが、カテゴリー化の結果、以下の7項目に整理された。

- ①「機能の理解」、②「地道な地域への貢献」、③「システム改革」、④「集まる機会の捻出」
- ⑤「予算の確保」、⑥「参加機関の拡大」、⑦「意義を感じる取り組み」

それぞれ具体的な回答は、①の「機能の理解」では、「区役所職員をはじめ、区域の多くの方に、地域自立支援協議会の位置づけや役割を理解していただくことが大切」「誰のための何のための地域自立支援協議会の活動なのか、常に確認していく必要がある」「地域自立支援協議会がどのような位置づけで、どのような役割なのかを事務局はもちろん参加者全員で改めて学ぶ必要がある」、②の「地道な地域への貢献」では、「個別ケースを通じた各事業所へのバックアップを地道に行う」「区役所や各種団体と連携のうえ、各地域に出向き、地域各団体に協力を依頼しこまめに動く」「特効薬はなく、いずれにせよ地道に丁寧にすすめることしかない」であり、③の「システム改革」では、「地域支援システムの再構築など区における課題を超え、市レベルの課題を提言するシステムの再構築が必要」「メゾレベルにおける抜本的な福祉システムの再編が必要」「施策に反映されるというしくみ」「地域自立支援協議会と市の自立支援協議会の関係がわからない。区で課題を出しても市で取り上げて解決してくれない」であり、④の「集まる機会の捻出」では、「参加団体との交流を深めていく必要がある」「年々参加団体が増え、活動が活発になっているので、引き続き続けていくことが大事」「事例検討や地域とのかかわる機会をもっとある方が良い」「現場のスタッフ間の交流」「地域の課題や問題意識を共有し議論する場面の設定」「地域自立支援協議会の部会や活動に出やすくするような所属事業所の体制作り」「他区の地域自立支援協議会との交流や当事者が参加しやすい環境作り」であり、⑤の「予算の

確保」では、「予算などが付けばより活発に大きな勉強会や交流会、地域との交流がしやすくなる」「予算をつけること」、⑥の「参加機関の拡大」では、「更なる他職種の参画」「今まで以上に活発にする為には自分が中心に入ってやりたいという人や事業所が増えることが必要」「他の当事者団体の掘り起こしや、参加への促しなどが必要」であり、⑦の「意義を感じる取り組み」では、「目に見える成果に現れるような内容を企画・運営する事で、参加していることに自信を持ってもらい意義を感じてもらおうようにする」「自分達が区を変えたぞ！と自慢できるような取り組みをする」「区や市からの情報提供や勉強会など公の場がかかわっている事をしっかりアピールする事で参加する事の必要性を感じてもらおう」となっている。

V. 考察

部会や行事開催の頻度、会議の参加機関の数が、活動の活性化のひとつの指標となっていると思われる。部会ができていないところもあれば、既に多くの部会が活発に活動しているところもあるなど、各地域自立支援協議会間の取り組み状況には差があるものの、「まだまだ多くの課題について、未着手である」「もっと地域にアピールしていかねばならない」「障がいの理解やかかわり方について困っている事業所に対する助言ももっと行っていかねばならない」「地域福祉に対する区民の意欲も高く熱心な人も多いため、部会を増やすなど、ますます活性化しよう活動したい」など現状に甘んじない意欲的な回答に違わず、運営委員会などの会議とは別に、行事や社会資源の調査、事例検討、研修、相談会など積極的に地域活動を進めているところも多い。

問1の回答から、事務的な作業はやや区役所が主になって行っているように感じられるが、地域自立支援協議会の業務の多くは、障がい者相談支援センター、区役所のいずれか、もしくは双方が中心になって協働して実施していることがわかる。また、問2の回答を見ると、区役所の地域自立支援協議会に対する理解や取り組みは、担当者などによっても違いが生じていると思われる。

活動が進展しない理由の多くは共通している。問5の二つ目の質問の回答によると、最も大きな要因は予算である。研修を実施しようとしても講師料もままならない。多くは、他機関と協働することによって財源を捻出している状況である。予算があっても、用途についての権限が障がい者相談支援センターにはあまりない様子が伺える。

次に人材である。職員を増員すればよいというものではない。問6の「人材について」の回答が示す通り、地域自立支援協議会には、地域システムの在り方や地域の事情について詳しい人材が必要である。経験豊富な支援者は、障がい者相談支援センターの事業である相談支援業務にも忙しい。しかも、その業務の特性から支援が長期になる利用者も多いと考えられ、これまで支援してきている利用者となつた新たな利用者が増加し業務が増大することは想像に難くない。現状のままでは、今後ますます地域自立支援協議会への働きかけが困難になる可能性は高い。

人材に関することでは、問8の回答に示す通り「区の担当者の異動が定期的であり、その度に十分な引継ぎがされておらず、継続的に活動ができていないところもある」「委員の入れ替わり」「専門職の方々の異動や退職等が重なると、継続した審議や検討ができないこともあり、地

域自立支援協議会運営の難しさを感じる」など異動や退職の課題もある。引継ぎなども含めた、地域自立支援協議会全体での業務の把握、理解の浸透が必要である。

また、問8の⑤の回答が示す通り、部会は設置され会議も定期的開催されているにもかかわらず、参加者の意欲の向上や拡大を図ることは困難な状況にあるという回答もある。「委員の温度差」「参加する機関が限られている」「主体的に取り組む人が少ない」「特定の機関の委員しか発言がない」「参加者が固定」「1回も参加したことがない事業所もある」などの回答は、活動の停滞や形骸化を示すものと言えよう。

行政機関に対する意見は多い。「提案しても、時間がない、予定していない、と区から却下され、予定された内容を説明し、意見を順番に発言して終わる」「具体的な形を示されない中で“各区の情勢に合わせて”の決まり文句は聞き飽きた」など批判もあるが、必ずしも否定的なものばかりではない。「大阪市福祉局が中心となり、大阪市及び各区の地域自立支援協議会の形を構成（モデル化）するべきである」「地域福祉の基盤整備にあたっては、行政関係者の積極的、主体的な関わりを期待している」など行政機関が実施すべき役割の遂行や、現状を乗り越えるための関与を求めている回答もある。区役所も一定の役割を果たしているものの、問2で指摘しているように地域自立支援協議会に関する理解や対応は各区によってかなりの差があるのではないかと思われる。

「区政会議や、地域支援システムの中での地域自立支援協議会の位置づけが不明確」「専門員の役割は何かというところがばらばら」「地域福祉の発展のための思いの摺合せが不十分なまま進んできている」「地域自立支援協議会が日々の業務に有効に働いているのか疑問があり、積極的になれない。もっと、具体的な目標を持った地域自立支援協議会になるよう努力が必要」などは、部会などの一定の体制が出来上がったところで、ある程度動き出したものの、今後の活動の方向性が見出せない回答と考えられる。地域システム構築のための地域自立支援協議会の目的と長期的な展望の明確化、これらを目指すための現在の活動の状況分析が必要である。

以上の考察を踏まえて、最後に、問11の地域自立支援協議会の活動課題のカテゴリー化を基に考察を加えたい。

地域自立支援協議会には、困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と情報発信を行う情報機能、地域の関係機関によるネットワーク構築と困難事例への対応のあり方に対する協議・調整を行う調整機能、地域の社会資源の開発・改善を図る開発機能、構成の資質向上の場として活用する教育機能、権利擁護機能、委託相談支援事業者等の個別の相談支援過程、地域の社会資源整備、行政や法制度に関する評価機能の6つの機能が想定されている²⁾。まず地域自立支援協議会の委員がこれらの「機能の理解」を深めることが重要である。

カテゴリー②「地道な地域への貢献」、④「集まる機会の捻出」、⑦「意義を感じる取り組み」は一体のものである。現在も様々なレベルで企画され実施されている地域自立支援協議会の核となるものと言える。これらの取り組みの中でカテゴリー①「機能の理解」が深まり、想定されている各機能の促進にもつながる。活動を整備しさらに拡充する中で、カテゴリー⑥「参加機関の拡大」を図り、どのようなシステムを創出していくのかというカテゴリー③「システム改革」に結び付けていくためにもカテゴリー⑤「予算の確保」と市・区の行政機関、市自立支

援協議会、障がい者基幹相談支援センター、地域の各機関の役割の明確化とその実現に向けたシステムの構築が必要であると思われる。

Ⅵ. まとめ

障がい者相談支援センターは、障がい者の地域生活支援充実のために地域自立支援協議会の事業展開を図っているが、財政的問題や積極的な協力者の不足から活動停滞に陥っているところも多い。アンケートの結果から地域自立支援協議会全体の状況等については、ある程度把握することは出来たが、想定されている6つの機能の達成状況、各部会の詳しい内容、障がい者支援のネットワーク構築のための地域の現状、各機関の役割などについては把握出来ていない。今回の調査はアンケート形式であり、各状況や課題についても詳細に調査することは出来なかった。今後は、今回の調査を基にしてインタビュー調査により、さらに地域自立支援協議会、障がい者地域生活支援におけるネットワークの現状とその在り方について研究を深めていきたい。

謝辞

調査にあたって、ご協力いただいた障がい者相談支援センターの皆さん、アンケート作成と調査にご協力いただいた大阪市障がい者基幹相談支援センターの運営委員の皆さんに深謝申し上げます。

参考文献

- 1) 障害者福祉研究会編集「逐条解説障害者総合支援法」中央法規（平成25年9月15日）
- 2) 自立支援協議会の運営マニュアルの作成・普及事業企画編集委員会「自立支援協議会の運営マニュアル」財団法人日本障害者リハビリテーション協会（平成20年3月10日）

参考資料

- 大阪市福祉局「障がい者相談支援センター事業実施要綱」（平成27年4月1日改訂版）
大阪市福祉局「公募型企画プロポーザルの執行について」（平成26年11月21日）